

特に國家は最も強固で固有な最上の公共團體であること。

三 公共の利害に對する本務

- 1 公共の爲にならぬことをせぬこと
- 2 公共の爲になることをすること

四 公益世務の道

- 1 佐太郎の話(橋をかけたこと)
- 2 栗田定之亟の話(風砂 害を除いたこと)
- 3 フランクリンの話(圖書館設立、消防方法改良)
- 4 學術上の研究
- 5 經濟上の改善
- 6 農工商の改良

五 時代と公益世務

- 1 文化の進歩と國情
- 2 國際關係と公益世務

六 明治天皇御製

九

「おのが身はかへりみずして人のため
つくすぞ人のつとめなりける」

注意

一 男子に比して女子は家事の爲に追はれて公共の爲につくすことが少い。而しその心だにあらば分に應じて行ふことが出来るから、自分が之を行ふと共に銘々の子女の教育にもその心がけがなくてはならない。例へば道ばたの溝の掃除するも公園の花木を大切にすることも公益であるし、子女や夫に公共の爲寄附させる如き或は自己の職業を通して世の爲をはかることも公益の心の發露である。

二 日本人は個人的道德については相當に注意するが公共の道德については注意しないこれは特に氣をつけなくてはならないことである。

三 次記の如きは特に注意したい。

- 1 學校の校舎道具等を大切に取扱ふこと
- 2 教室校舎等の掃除其他を丁寧にする事
- 3 兒童共用のものを自己のものよりも大切にする。例へば學用品など共同に購買して使用する際

- 4 神社寺院其他公共の營造物を大切にすること
- 四 公共のものは自己のものよりも大切で其の利害の及ぶ所は大衆にあることを留意させなくてはならない。
- 五 公益を單に消極的の事、或は功利的の事のみにしなないがよい。
- 六 公益に關することは特に實行によるがよい。例へば校舎教室の掃除などからこの徳を養ひかくて長じて漸次高遠な理想を行はせるがよい。

第十六課 公益世務(二)

(凡一時間)

要旨 前課に同じであるが、心持としては更に感謝させて理想に進ませるのである。

教材

- 一 「のし」の話、
- 二 中上でんの話(復習)
- 三 公益世務と人の事務

注意

- 一 公益世務の内容については具體的に女子として行はしむべきことを考へさせる。

二 偉大な發明をするといふ如きは普通の人では出來がたいことであるが、日常の生活上のことについて衣食住の如きは現今改良すべきことが多いから考へさせ、かくて一般世の爲になる様に仕向けるのである。

第十七課 國憲國法

(凡四時間)

要旨 國憲國法の意味及其の國憲國法を尊重しなければならぬことを授けるのである。

教材

- 一 國家の意味と國家生活及我が國にて國憲國法を定め給ひし所以經過
- 二 國憲國法の意味
- 三 皇室典範
皇位繼承・踐祚即位・成年立后立太子・敬稱・攝政・太傅・皇族
皇室典範増補
- 四 大日本帝國憲法

- 1 憲法の上諭と日本人民の本務
- 2 憲法の内容

天皇・臣民の權利義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法・會計

五 參政權と臣民の覺悟

準備

一 皇室典範（なるべく生徒にも持たせるがよい）

二 大日本帝國憲法（同上）

注意

一 國憲國法は最も大切なものだから出来るだけ時間をとり必要な所は條文に従ひ、慎重に教へなくてはならない。

二 我が國で國憲國法を定め給ひし所以及其の經過を歴史と相まつて學ばしめねばならない。我が憲法の成立は獨特だからである。

三 皇位繼承については民法親族篇の家督相續と比して慎重に知らせるがよい。

四 臣民の權利については他人に對する權利の尊重といふこと及び自分の義務を重んずべきことを知らせる。

五 今回の御大典について右に關したことを詳しく話すがい。

十二月
一二

第十八課 國憲國法（二）

（凡二時間）

要旨 前課は國憲の内容が主であるが、この課は國法即ち法律命令等を主として知らしめるのである。

教材

一 國法等の内容

詔書・勅書・法律・命令

二 詔書・勅書

三 法律命令（法律を實例によつて詳説する）

四 地方團體條例

五 團體生活と國憲國法

六 遵法の本務

七 明治天皇御製

「上つ代の御代のおきてをたがへじと

おもふぞおのがれがひなりけり」

八 法律と道德との關係（法律は社會の通念誠實信義を基とすること）

準備

法律命令の一二例

注意

- 一 法律命令と吾々の生活は一日も離れることは出来ない。従つて民法特に親族篇、刑法、警察犯處罰令等について具體的に話すがい。一般に女子は法律について甚だ無知だからである。
- 二 法律と道徳との關係は本課にはあげてないが之を知らしめる必要がある。
- 三 法は國家が人民を威嚇したり拘束したりするものでなく國民を愛護し權利を尊重し自由を與へるものであることを知らせるのである。

十九
月月

作法

豫定總時數凡七時

第一 招待及び響應に就て

(四時間)

要旨 招待する場合及び招待されたる時の心得を知らせ、誠意を以て來客を待遇すべきことを悟らせ、和風の響應に就て練習させる。

教材

- 一 人を招待せんとする時の心得。
 - 1 招待状。
 - 2 準備。
 - イ 献立及び料理。
 - ロ 掃除及び裝飾。
- 二 招待されたる時の心得。
 - 1 招待状に對する返信。
 - 2 招待をうけて出席する場合の心得。

- 三 饗應の場合の來客の取扱ひ方。
- 四 本式に食事を饗する場合の順序及び方法。
- 五 略式に食事を饗する場合の順序及び方法。
- 六 配膳及び給仕の仕方。
- 七 主客の挨拶。
- 八 食事後茶菓等を進むる時の心得。
- 九 饗宴終りたる時の心得。

準備

招待状各種、本膳、吸物膳、會席膳、食器、杯及び銚子、座蒲團、床の間の裝飾に要する置物、生花等。

注意

- 一 人を招待して饗應する時は、其の趣旨に従ひ分に應じて相當の準備をなし、誠意を以て待遇すべきこと。
- 二 招待状にはその必要なる條件を忘れぬ様にすること。
- 三 忌中の人には招待状を出さぬこと。

十一月
十二月

四 客の席次は正客を第一位とし、その他は身分年齢等に依つて定めること。

第二 招待及び饗應に就て

(三時間)

要旨 家事科と連絡をとり、饗應の料理を作らせ、略式の食事により招待及び饗應の作法を實習させる。

教材

- 一 料理をなす者の心得。
- 二 掃除及び裝飾をなす者の心得。
- 三 給仕をなす者の心得。
- 四 主婦となる者の心得。

準備

床の間の裝飾に要するもの全部、膳及び食器、座蒲團及び火鉢、半紙及び硯箱、料理用具及び材料。

注意

- 一 前回の時學習したる事を實際に練習する爲に家事科と連絡して總括的取扱ひをす

- る。
- 二 各自に仕事を分擔させ、それごとく手落のない様に氣をつけさせる。
- 三 他教科と時間を繰換へ、家事と作法の時間を學期末の適當のところへ入れてこの實習を行ふ。
- 四 兒童數と用具の數との關係上、兒童を二つもしくは三つに分けて實習させ、各兒童が何れも一回だけ客として響應に與る様にする。

十一月

第三學期

九週 (教授豫定時數凡十三時間)

教 授 事 項

月・週

一 月

第十九課 義勇奉公(一)

(凡一時間)

要旨 一旦緩急あれば身をすて家をすて、國家の爲に盡すべき心を涵養するのである。

教材

- 一 お勅語の「一旦緩急」の意味と國民の覺悟
- 二 臣民と國體擁護の本務
- 三 國際關係と事變
- 四 國家の軍備と兵役の義務 (軍備は國の獨立と治安を保つ爲のもの)
- 五 國史と國民の本務

準備

大日本帝國憲法

注意

- 一 治にゐて亂を忘れず、一旦緩急あれば義勇公に奉ずることは、單に戰時に必要なば

かりでなく、この心が常に胸裏にあるなら平生の一舉一動にも影響することが大きいからその意味で取扱ふ必要がある。

二 女子は戦場に出ないけれども、この心を常に體することによつて平常の舉止も緊張し、子女教育の上にもあらはれる。

三 平和條約は結ばれてゐるが、各國共に軍備などにつとめてゐる現状を話すことは大切である。

第二十課 義勇奉公(二)

(凡二時間)

要旨 一旦緩急ある場合には身命を國家の爲にさしあげる心を養ひ、特に軍人以外のものがかゝる場合にいかにするかの覺悟を起さしめるのである。

教材

- 一 戦時における一般人民の責任
- 二 明治三十七八年戦役の際農民のつとめたこと
- 三 同上戦役に女子として國事につとめた實話
- 四 歐洲戦争における交戦國女子の活動したこと

五 明治天皇御製

「數島のやまこ心のなをしきは

事あるときぞあらはれにける」

注意

一 戦は頻々とあるものではない、従つて子供はかうした時の經驗がないから、せめては戦時國民男女が邦家の爲に盡したことを詳しく話しきかせるがよい。

二 戦時における國民の活動については夫々各地方で力をつくしてゐたから、それを詳説するがよい。例へば戦勝祈願・出征兵士家族への同情・戦死者遺族への慰藉等これらの材料は多くあることゝ思ふ。

第二十一課 皇運扶翼

(凡二時間)

要旨 日本臣民は勅語の「父母に孝に」以下「義勇公に奉じ」に至る諸徳を身に體して皇運を扶翼すべく、これが至善であるといふことと共に最大の本務であり且つ自己を生かす所以であることを知らせるのである。

教材

- 一 皇運扶翼の意味

- 二 天壤無窮の皇位と臣民の覺悟
- 三 皇運扶翼の結果

一家の和合 社會の平和 品位の向上 國力の充實 國家の秩序 國威の發揚

四 明治天皇御製

「昔より流たえせぬ五十鈴川

なほよろづ代もすまんぞぞ思ふ」

「千早ふる神のかためしわが國を

民と共に守らざらめや」

注意

一 我が國體の萬邦無比であること、幾千年美風のつゞくことを想記させるには、便宜上さうでない國即ち國體が悪い爲に人民の苦しんでゐる國の實例を詳しく話すがよからう。

二 復習としてお勅語の始から問答し、更に反省させるがよい。

第二十二課 忠孝一致

(凡二時間)

要旨 「父母に孝に」から「皇運を扶翼すべし」までのことを行ふのは忠であるばかりでな

く孝である、しかも忠と孝は最上の徳で而も我が國ではそれが一致してゐることであるから、此の道を完うすべき心を涵養するのである。

教材

- 一 「父母に孝に」から「皇運を扶翼すべし」までの道を行ふのは忠孝であること
- 二 忠孝は一致すること
- 三 忠孝は我が國道德の大本であること
- 四 忠孝に對する本務

注意

- 一 忠孝一本の解釋については諸家夫々説き方がある。主なるものをあげると
- 1 忠も孝も基く所は真心である。真心で君に對すると忠親に對すると孝である。異途同歸。於父曰孝、於君曰忠。至_四於所_三以盡_三吾誠_一則一也(東湖)
- 2 我が國は綜合家族制である、小家族で其の家長に盡すのは孝で、大家族で國家の長たる君主に盡すのは忠である。故に忠も孝も性質に變りはなし。
- 3 君に忠をつくせば親の意志をつぐのだから孝になる。
- 4 君に忠を盡せば本に報ゆることだから忠は孝の大なるものである。

二
四月

- 5 家長の命を守り本務を盡せば直接孝となり間接忠になる。君の爲盡すのは父母の喜ぶ所であるから忠をすれば孝になる。
- 二 等しく日本人の中にも大和民族・朝鮮民族・臺灣民族等あるから、夫々それに適する様に授けなくてはならない。

第二十三課 皇祖皇宗の御遺訓(一)

(凡二時間)

要旨 聖勅「父母に孝に」から「義勇公に奉じ」までの御言葉は皇祖皇宗の御遺訓で公明正大で古今東西について謬なく、萬世に亘つて磨滅せざる真理、而も皇祖皇宗の常に遵守あらせられた道であることを示し、日夕兒童に服膺せしめるのである。

教材

- 一 聖勅の教は古今東西に恃らず謬らざる道であること
- 二 斯の道は皇祖皇宗の御遺訓で御代々儀範を垂れさせられたといふこと
- 三 明治天皇御製

「あし原の瑞穂の國のよふづ代も

みだれぬ道は神ぞひらきし」

「傳へ來て國の寶となりけり」

五

ひじりの御代のみことのりぶみ」

六

四 臣民の覺悟

注意

- 一 中外古今に謬らないといふことについては外國にあてはめ、又外國の史上の美談について授けるがよい。
- 孔明、文天祥、ネルソン、ビスマルク、等忠君愛國の例をはじめ、其の他の徳についてもなるべく詳しく話しきかせるがよい。
- 二 我が國史上の人についても同様尋ねるがよい。

第二十四課 皇祖皇宗の御遺訓(二)

(凡三時間)

要旨 上にあげた如くであるが、詳しく云へば前課は主としてその中の斯の道が公明正大で萬世に變らないことであり、本課では中外に施してもとらないといふことを主としてゐる。

教材

- 一 制度風物は變るが勅語に示してある道は古今は勿論將來においても變らないこと。

七

- 二 勅語の道は天理と人情に基くから中外に施して變らないこと。
例 孝、友愛、夫婦の和、朋友の信、恭儉、博愛、修學、習業、知能の啓發、徳器成
就、公益世務、遵法、義勇奉公。
- 三 我が國民の心得

注意

前課の注意に同じ、くり返して詳しく話すがよからう。

第二十五課 一 徳

(凡一時間)

要旨 「一徳」を知らせ、これによつて國民心を一にしてこの道を実践すべきことを理解せしめるのである。

教材

- 一 一徳の意味
- 二 御勅語の旨は臣民悉く守るべきこと
- 三 國家の隆盛と一徳
- 四 明治天皇御製

「國のためいよくはげめんとする」

民もこのを一つにはして」

注意

- 一 このでお勅語の終りまで學ぶことになるから始から更にくりかへして復習するがよい。それをうけて一徳で結ぶがよからう。
- 二 高等科生には悉くに御勅語を暗記させ、かつ記することが出来るだけにするがよい。

第二十六課 勅語 下賜

(凡二時間)

要旨 お勅語を御下賜になつた経過を知らせ、かつ卒業後も幾久しく服膺すべきことを學ばしめるのである。

教材

- 一 お勅語下賜の由來
明治初年から明治二十年頃までは西洋文明の急に輸入された爲に我が國の道徳を忘れんとし徳教の方針も一定しなかつた。その際明治天皇がこの聖旨を御下しになつて徳教の力針が確立したこと
- 二 聖旨と我等將來の覺悟

三 教育勅語と戊申詔書、茲に今上天皇御即位禮の勅語

注意

- 一 勅語は我が國徳教の大本としてお示しになつたもので、國民悉くが永久に守るべき道であることを授ける。
- 二 右御下賜の經過については歴史と連絡して詳しく話しきかせるがよい。
- 三 外國文明は元より之を排斥すべきではないが、かうした思想方面などには時に古來のよい思想を亂したりして人民をまどはしめることがある。例へば儒教傳來の時易世革命の説が一部の人心を亂し、佛教傳來の當初にも亂が起り、基督教傳來の時は又兵戦を見る様なことになつた。教そのものを一般的に見れば悪い所がなくても其の國風に同化しないと——生のまゝでは——往々人心が亂れることがある。従つて各自外來思想に向つては徒に謳歌したり雷同してはならない。慎重に是非を考へ國情を思ひ、決して一點でも従來の美風や國體を紊すことがあつてはならないことを注意して授けるがよい。
- 四 現時の惡思想などについては自然に人心を亂したり國體を傷つけるもの、よくないから充分注意させるがよい。

五 卒業後の心得については

- 1 身體について
- 2 知能の啓發について
- 3 徳の修養について
- 4 職業の選擇習業について
- 5 卒業後學校や教師と連絡すべき事についてよく／＼知らせなくてはならない。

作法

豫定總時數凡五時

一月

第一 吉凶慶弔及び普通の訪問の心得

(二時間)

要旨 種々の場合の訪問に關する心得を知らせ、玉串の捧げ方及び焼香の仕方を學習させる。

教材

一 慶事の場合。

1 新年祝賀。

2 結婚・誕生・榮進等。

二 凶事の場合。

1 死亡の通知を受けたる場合。

2 病人を見舞ふ場合。

3 災害にかゝつた家を見舞ふ場合。

三 普通の場合。

二月

第二 答禮及び訪問一般に關する心得

(二時間)

要旨 訪問を受けたる時又はその他の場合の答禮及び訪問一般に關する心得を知らせる。

教材

一 答禮。

- 1 親戚又は懇意の間柄、或は同僚の家を訪問する場合。
- 2 用事あつて他家を訪問する場合。
- 3 遠方に旅行し又は轉任する場合。
- 4 移住したる場合。

準備

神。

注意

一 玉串の捧げ方及び焼香の仕方は一齊に練習させ、これに多くの時間をとらぬ様にすること。

- 1 招待せられたる時。
 - 2 弔問を受けたる時。
 - 3 病氣見舞を受けたる時。
 - 4 特別の恩儀ある場合。
 - 5 暇乞及び近づきの訪問を受けたる時。
- 二 訪問一般に關する心得

- 1 名刺。
- 2 訪問時刻。
- 3 會話時間。
- 4 茶菓その他出されたるものに對する心得。
- 5 進物を呈する場合。
- 6 不在の場合。
- 7 暇乞及び退出。

注意

一 茶菓及び書物・雜誌等の進撤は學習してあるから、こゝでは一般に關する心得を知

三二
月月

らせて置くこと。

第三 容儀及び服裝に就ての心得

(二時間)

要旨 容儀を整へること及び服裝に就ての心得を會得させる。

教材

- 一 身體及び頭髮。
- 二 各種の結髪について。
- 三 髮飾。
- 四 脂粉。
- 五 禮服。
- 1 慶事に關する服裝。
- 2 凶事に關する服裝。
- 六 通常服。
- 七 衣服一般について注意。
- 八 附屬品。

注意

- 一 脂粉は年齢と場合とによりて適當にすべきこと。
- 二 脂膳は祝ひの意を表はすもので凶事には用ひぬこと。
- 三 服装も亦年齢と場合とを考へ、且つ不調和のない様にする事。



製複許不

昭和四年三月十二日印刷
 昭和四年三月十八日發行

(定價金壹圓四拾錢)

(附奥目細身修學小等高)

著作者	東京高等師範附屬小學校内 初等教育研究会
發行者	東京市神田區錦町三丁目拾七番地 山本慶治
印刷者	東京市牛込區山吹町三ノ一九八 山本禎男
印刷所	東京市牛込區山吹町三ノ一九八 宗文社印刷所

發行所

東京市神田區
錦町三丁目

培風館

電話神田三七七四
 振替東京三二六一七

東京高等師範 附屬小學校 初等教育研究會編纂 全十二卷 三千三百頁

小學校各科教授細目

本書は小學校教授の効果を大ならしむるために、斯道の中心となるべき東京高等師範學校の訓導諸氏がその日常經驗を基礎として互に深究實驗を重ね全國小學校實施上に最も適切ならしむるべき考慮を以て完成された理想的教授細目で至便至利の標準教授日案として今や到る處多大の好評を以て活用されてゐる。實際指導家は勿論、各小學校に是非とも一本を常備すべきであらう。

全國小學校

學小	算術教授細目	修正版 定價 金一圓七拾五錢 送料 金八
學小	讀方教授細目	定價 金一圓六拾五錢 送料 金八
學小	綴方教授細目	定價 金一圓九拾錢 送料 金八

教授の大羅針など二十細目!

學小	書方教授細目	定價 金二圓八拾錢 送料 金拾
學小	修身教授細目	定價 金一圓五拾錢 送料 金八
改訂 增補學小	唱歌教授細目	定價 金一圓拾錢 送料 金六
學小	理科教授細目	定價 金一圓二拾錢 送料 金八
學小	圖畫教授細目	定價 金一圓六拾錢 送料 金八
學小	體育教授細目	定價 金一圓六拾五錢 送料 金八
學小	裁縫教授細目	修正 目改下編新纂中目
學小	國史地理教授細目	修正 目改下編新纂中目
學小	手工教授細目	修正 目改下編新纂中目

東京高等師範 附屬小學校 初等教育研究會編纂

高等小學校各科教授細目

小學各科教授細目は「現代唯一の理想的細目」として各學校に活用せられてゐるが、これが姉妹篇として多大の要望を聚めてゐた「高等小學校各科教授細目」も亦各科獨特の研究を以て名ある東京高等師範學校諸先生學生の御努力によつて、爰に着々發刊の運びに至つた。いづれも最新の教育原理に基き、且つ文部省最新要目に準據せるもので、しかも諸氏が日夕自校に於ける體験的研究の精髓であるから、本細目の完成によつて我國初等教育は目覺しき成績と効果を擧げ得るであらうことを確信し、凡そ現下各學校必備の細目として切に推奨したい。

威權も最

高等小學	讀方教授細目	定價 金壹圓 送料 金八錢
高等小學	理科教授細目	定價 金六拾五錢 送料 金八錢
高等小學	商業教授細目	定價 金八拾五錢 送料 金八錢

ある高等小學校教學細目と推奨さる

高等小學	國史教授細目	定價 金六拾五錢 送料 金八錢
高等小學	體育教授細目	定價 金九拾五錢 送料 金八錢
高等小學	唱歌教授細目	定價 金四拾錢 送料 金八錢
高等小學	修身教授細目	定價 金壹圓四拾錢 送料 金八錢
高等小學	圖畫 <small>手工工業</small> 教授細目	定價 金壹圓 送料 金八錢
高等小學	地理教授細目	定價 金壹圓 送料 金八錢
高等小學	算術教授細目	定價 金壹圓 送料 金八錢
高等小學	家事裁縫教授細目	定價 金壹圓 送料 金八錢

ドクトルオブ 大伴 茂先生著

版五 教育診断學

上卷 菊判 千三百八頁
説明寫眞・實驗統計
二八〇圖挿入
定價金九圓送料卅六錢

教育診斷學は現代の最も洗練されたる科學知識と方法とを提げて兒童の教育生活を完全に遂行せしめ進んで一切の教育事實の健全なる活動と發達とを期するものにして、今や教育界を擧げて高唱せらるゝ個性調査の方法は勿論、調査結果の教育的適用及び教育測定の問題に至るまで總てを包含網羅し以て兒童の正しき教育生活を完成せんとする。著者大伴茂氏は多年我國兒童に就て實驗を重ね、現在各學校約十萬人の兒童に適用して驚異的實績効果を擧げつゝある。而して本書上卷には教育診斷の目的・範圍・方法を詳述し更に學習態度の教育診斷とその實際を説き進んで身體と智能の診斷を述べ、讀書・數學・國史・地理・理科及び技能教科に於ける教育診斷に到るまで實際統計表百廿五、説明圖百五十五の豊富なる參考資料を以て多年研鑽の精髓を悉く傾倒されたる。小學校は勿論男女中等學校及子女の教育に特に考慮せらるゝ家庭及諸種の教育事業に携はれる人々の必須知識であり、日常の實際指針である。

東京高等師範學校教授 檜崎淺太郎先生著

版一十 個性教育の原理と方法

菊判全一冊六百頁
説明寫眞六十挿入
定價金五圓五拾錢
送料 廿七錢

個性の開發陶冶は教育の核心であり、人類の最も意義ある生活の必須條件である。本書は個性研究の權威檜崎博士多年研鑽の成果であつて個性の意義を具に究明し、その研究方法、個性發達の心理を詳説し、更に個性の觀察法及び觀察録の設定より個性教育の理論とそれを實地教育に應用する手段方法に至るまで最も徹底的に、而も極めて具體的實際的に詳述せられたもので、本書の出現は斯界に異常の衝動と感激を與へ爲に教育界は最近一飛躍をなさんとするに至つた。果然本書が圖書館聯盟より昭和三年に於ける最も多くの人に讀まれたる教育優良書の第一位に推獎されたるに徴しても如何に本書が現代の教育と現代人の生活とに重要な關係を有するかよく判るであらう。總ての教育家は勿論、眞に女子の教育に思慮を廻せる人々及び特に自己の個性の建設に精進せる近代人にとつて無くてはならぬ「今日の書」として必讀を推獎する。

319
384



